

広島市水道局規程第3号

令和8年3月31日

広島市水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 榘 原 茂

広島市水道局会計規程の一部を改正する規程

広島市水道局会計規程(昭和45年広島市水道局規程第8号)の一部を次のように改正する。

第60条の2を削る。

第62条第2項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が別に定めるときは、この限りでない。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。